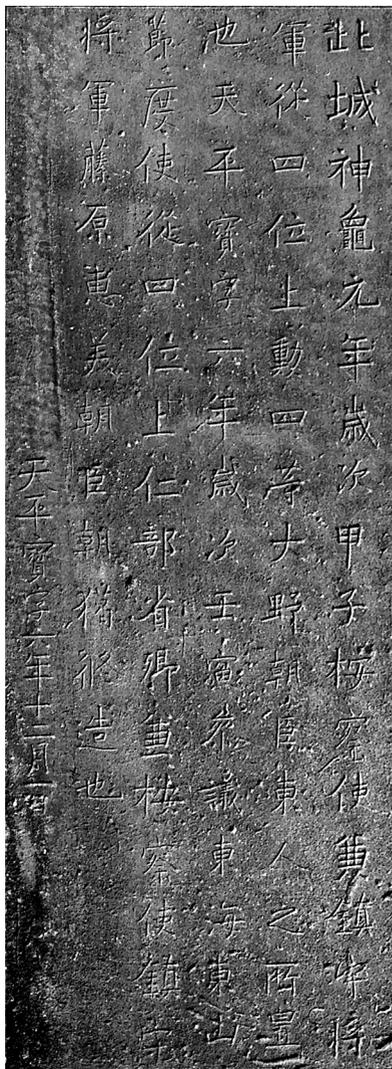


序

神亀元年(七二四)、多賀城は按察使兼鎮守將軍大野東人によって置かれた。この由緒を記す多賀城碑は江戸時代の発見以来の「壺のいしぶみ」への比定や偽作説を経て、昭和三十八年(一九六三)に始まる多賀城跡の考古学的発掘調査と、その後の多方面からの検証によって信憑性が確保され、昭和四十一年に特別史跡に指定された史跡に続き、平成十年(一九九八)に国の重要文化財に指定、創建二三〇〇年を迎えた令和六年(二〇二四)に国宝に昇格した。

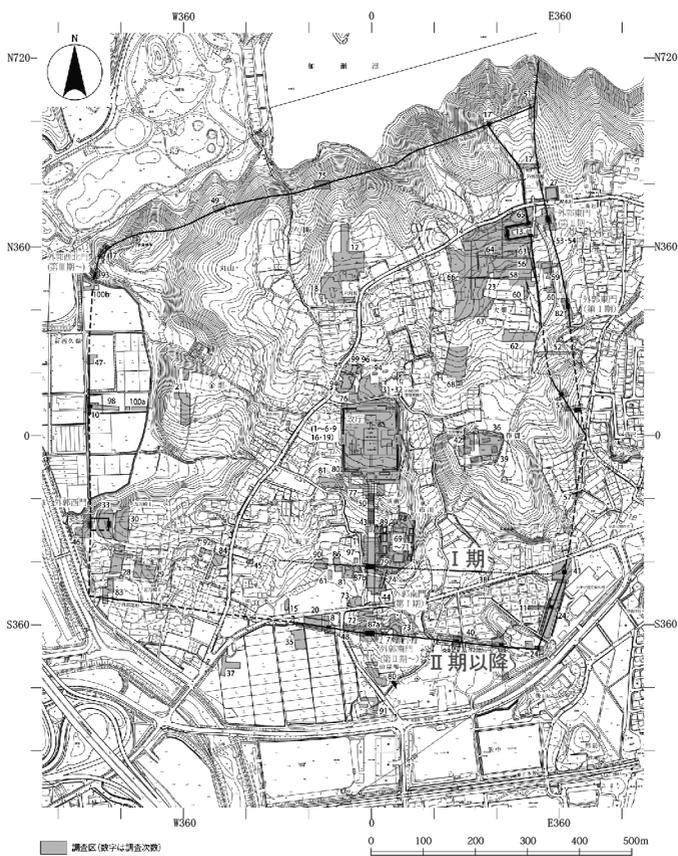
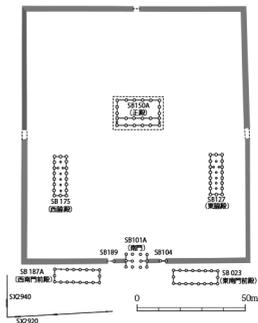
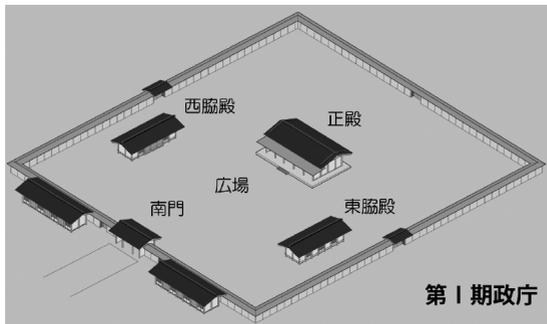


多賀城碑(由緒部分)
(東北歴史博物館提供)

東北古代史の研究において陸奥国府兼鎮守府の多賀城は不可欠の城柵であり、古くから多くの研究者に論及され、発掘調査と併せて現在も研究が盛んに進められている。本論集も創建一三〇〇年を機会として東北古代史に係わる研究者がつどい、それぞれの見地から多賀城の創建やその前後の展開などを論じ、多賀城創建の歴史的意義を問う一書とするものである。構成は二部構成をとり、主に第Ⅰ部には多賀城の成立過程に係わる論稿六篇、第Ⅱ部には創建前後の歴史的展開を内容とする論考五篇を収録した。

各論考の紹介に先立ち、まず近年の多賀城創建期(第Ⅰ期)の発掘調査成果等について素描しておきたい。多賀城跡の調査は昭和四十四年以後は宮城県多賀城跡調査研究所が実施し、創建一三〇〇年の令和六年度には奇遇にも第一〇〇次を数える。これもまた節目となる次数であり、積み重ねられた調査で多くのことが判明している。とりわけ新世紀に入った二〇〇四年度からは、初期の調査成果のもとに史跡整備された政庁跡の老朽化による再整備と創建一三〇〇年を見据えた政庁南面地区の整備に先立ち、再調査を含む政庁および政庁南面地区が集中的に調査され、従来の姿を一新するほどの成果が顕れている。藤原朝獯が完成させた第Ⅱ期に関するものが目立つが、創建期の第Ⅰ期でも重要な成果が多い。特に注目されるのは、外郭南門と南辺が第Ⅱ期以降よりも約一二〇呎北側にあり、その区画施設も材木堀と築地堀の混在が判明したことで、第Ⅱ期に南門を南の小丘に移し、南辺全体を移転してすべてを築地堀にしたことが明らかになった。この移転と築地堀への統一、南門・南辺の礎石式瓦葺き化によって壮麗で威容のある外観が備わるが、逆に第Ⅰ期はやや格式が低く、荒々しい相貌だったのが知られる。また、全体の平面プランも第Ⅰ期については従来とは別に考えられるようになった。

一方、再調査された政庁跡では、第Ⅰ期正殿の梁間が変更され、桁行五間、梁間四間の南廂付建物であること、基壇が地山削出しの壇の南側に盛土を加えたもので、南側に化粧を施していた可能性があることが明らかになっている。



多賀城跡と第I期政庁

また、政庁造成時の第一次整地層の南・西端をpushさえる石垣が見つかり、政庁域（造成範囲）の南・西辺の位置が確定した。これによって政庁および政庁域のプラン・規模を考えることができる。ほかに、地形に沿って東に湾曲するとされていた政庁南大路が外郭南門外を含めて直線道路であることや、外郭北辺で第一期に遡る可能性のある築地塀の存在などが判明している。

これらの成果に関する報告書はすでに刊行されたが、併行して木簡、施釉陶磁器の資料集も刊行されている。特に木簡の資料集では、創建時の城外南道路の暗渠裏込めから出土した多量の木簡の年代が、神亀元年四月派遣の征討使の記載から神亀元年頃、道路の着工が神亀元年四月（同二年末頃とされた。創建時の道路造成土と一連の裏込めでの出土と多賀城跡にみえる創建年代がほぼ一致することは重要な意味を持つ。なお、これら木簡と漆紙文書、施釉陶器をはじめとした多賀城跡出土重要考古遺物は、令和四～六年度にそれぞれ国の重要文化財に指定された。

ところで、多賀城跡調査研究所では多賀城と関連する遺跡の発掘調査も進めており、平成十四年度（二〇〇二）から創建瓦を焼成した大崎地方の窯跡群が調査されている。東日本大震災の復興調査支援で十年ほど休止を挟んだが、木戸窯跡群、日の出山窯跡群、大吉山瓦窯跡の様相と創建期の瓦生産の実態が明らかになってきた。ごく最近の大吉山瓦窯跡の調査では福島県浜通り北半の製鉄遺跡群のものと類似する木炭窯や、瓦窯から木炭窯への転用例が確認されており、城柵造営時の生産体制や後方支援のあり方をみるうえで貴重な成果が得られている。以上のような発掘調査と報告書・資料集の刊行は貴重な資料の蓄積であり、本書の論稿にも影響をあたえている。

さて、これとは別に近年の多賀城創建に係わる研究は、二十一世紀初め前後に提起された養老四年の蝦夷の反乱後における陸奥国の再編、新しい支配体制の構築のなかで捉える見方を潮流として詳細が深められ、その前史として囲郭施設を持つ集落を視野に入れた城柵の成立を考える研究も盛んになっている。では、各論稿の紹介に移ろう。

第Ⅰ部、藤沢敦「郡山遺跡・囲郭集落体制と多賀城・城柵体制」は、六世紀末以降における東北地方の地域社会の動向を丹念に跡づけながら、七世紀半ば以降の郡山遺跡・囲郭集落から多賀城および諸城柵の出現にいたる変化の歴史の意義を論じる。律令国家の形成期にあたる七世紀後半から多賀城が造営される八世紀前半にかけて、北の周縁地域で郡山遺跡と囲郭集落が造られるのは、移民の居住区を囲い込んで蝦夷との境界を創出するためであったとする。それが養老四年の蝦夷の反乱によって支配体制の行き詰まりが顕在化して多賀城が造営されるとともに、囲郭集落は城柵に転換して、多賀城・城柵体制が成立するという。氏自身の境界論の立場から斬新な問題提起をおこなった論稿といえよう。

永田英明「多賀城創建と辺境政策実施体制の広域的再編―交通関係の視点から―」は、多賀城創建の歴史的意義を、新たな辺境支配体制の構築の中に位置づけようとする。まず石城・石背両国の短期間での再併合が多賀城の創建と連動した政策であることを指摘し、さらに出羽国の東山道移管とそれにもなったとみられる陸奥・出羽間の駅路開設が養老五年八月の陸奥按察使による出羽国の管轄と連動した政策であることを推定し、この時期の基本政策が、復活した広域陸奥国と東山道に移管された出羽国との連携を深めながら辺境政策の基盤としてその国力を強化しようとするものであり、またこの時期を境に陸奥・出羽両国の軍事的基盤が坂東諸国に限定されるようになることとの関連を指摘する。交通史研究の新たな可能性を感じさせる論稿といえよう。

藤木海「考古学からみた石城・石背分国と再併合―陸奥国と坂東の官衙・寺院造営から―」は、石城・石背両国の分国と再併合に代表される、養老四年の蝦夷の反乱にともなう陸奥国の支配体制の転換が、国府・郡衙等の官衙や寺院等にどのように反映しているかを、郡山遺跡Ⅰ期官衙およびⅡ期官衙段階、多賀城創建段階に分けて検討した論考。陸奥国内の郡庁は、郡山遺跡Ⅰ期官衙・Ⅱ期官衙から多賀城に至る造営プランの変遷の影響を受け、それらと軌

を一にして変遷すること、同様に官衙・寺院等の所用瓦においても、郡山遺跡・多賀城等の拠点的な官衙でのあり方をモデルとして造営が進められたと考えられることを指摘する。さらに多賀城創建前後の変化として、瓦倉と下野薬師寺の官寺化を取り上げる。瓦倉が陸奥国にやや遅れて多賀城創建後に坂東に広がることも、下野薬師寺の官寺化が養老六年(七二二)ごろとみられることも、近年の研究で指摘されているように、坂東の蝦夷政策の後方支援基地化に関連するという見方を示す。石城・石背両国の分国・再併合にかかわる考古学、および文献史学の研究を丹念に紹介、検討しながら、現段階の研究成果を総括した貴重な論稿である。

鈴木拓也「多賀城と鎮守府」は、養老四年(七二〇)の陸奥の蝦夷の反乱を契機として多方面から蝦夷支配の強化策がとられ、その一環として多賀城が創建され、同時に他国兵からなる鎮兵制も創始されて、その統轄機関として鎮守府が置かれたとする。さらに平安初期にいたる鎮守府官制の変遷をたどり、それが鎮兵数の増減と完全に対応することを改めて指摘して、鎮守府が鎮兵の統率機関であることを明確にする。また多賀城跡城前地区出土の木簡や書陵部所蔵『節度使將軍補任例』などの新出資料から知られる新事実も紹介する。最後に、近年の日唐律令の比較研究に基づく研究を取り上げ、大宝律令制定当時は西海道を中心とする国土防衛体制が重視され、蝦夷に対しては通常の軍団兵士制で対処できると考えられていたが、養老四年の蝦夷の反乱によつて大きく認識が変わり、唐の鎮・戍の制を意識して鎮守府・鎮兵体制がしかれたとする見解を紹介する。鎮守府・鎮兵研究を推進してきた当事者が研究の現段階を総括した論稿である。

吉田欽「唐代鎮・戍制から見た多賀城の成立」は、大高広和氏の研究を継承しながら、多賀城の成立によつて刷新された蝦夷支配に唐の鎮・戍制がどのような影響を及ぼしたかを検討する。大高氏は、大宝令制では、唐制の鎮・戍制が西海道に、都護府制が東北地方・越後方面に受け継がれていたが、養老四年の蝦夷の反乱によつて、唐の鎮・戍

制を意識して鎮守將軍以下の鎮官・鎮兵が置かれるとした。吉田氏は、この見方を大筋で認めながら、養老四年の反乱後は防御面の強化が求められて、鎮・戍制を念頭において鎮官・鎮兵が置かれたが、当初は国司が鎮官を兼務したので、その運営は国郡制の枠組みのなかでおこなわれたという点に日本の独自性が表われているとする。養老四年の反乱によって、大宝令制当初の制度設計が変更されて鎮官・鎮兵制が置かれたとする点は興味深い指摘であろう。

堀裕「多賀城廃寺―その創建期と郡山廃寺を中心に―」は多賀城廃寺・郡山廃寺の研究を整理しつつ変遷や伽藍配置、宗教的意義を中心に検討と課題の抽出をおこなう。多賀城廃寺では政庁との基壇の相違から景観重視の創建を指摘、意見が分かれる改修は政庁第Ⅳ期との対応に蓋然性のみ、伽藍配置関連では「最東」の両廃寺の塔に倭国・日本の建築技術や文明の高さ、国府の所在を示す景観上の意義を捉える。また、阿弥陀如来像安置の国家政策上の意味や講堂の尊像構成の課題を整理したうえで、両寺の宗教的な意義をまずは政府による祖先祭祀の振興と尊像への誓願次に藤原宮遷都時の諸国正月金光明会との連動性を郡山Ⅱ期官衙・廃寺に指摘し、その後の政策維持を担った国師の活動と居所の問題も提起する。通念的な理解に対し丁寧な問題を掘り起こすとともに、景観や国家政策の観点から新風を吹き込む。

次に第Ⅱ部、熊谷公男「多賀城の創建と「辺郡」支配体制の再編」は養老四年の蝦夷の反乱後における陸奥国の支配体制の再編を示し、現在の研究の潮流を生んだ同氏の論稿を、近年の研究成果を加えて再論する。養老四年の反乱をあらためて空前の規模とみたらうえて大崎地方における新たな支配体制の構築の本格的な開始を神亀元年以降とし、黒川以北十郡が神亀末年ごろまでに成立、城柵の整備と付属寺院の造営はその後に本格化し、一部は奥羽連絡路開削の時期にかかる場合もあったとする。多賀城の創建については、柵戸の大量導入による支配強化策に反発した蝦夷の蜂起と社会的混乱に端を発する新国府の造営で、奥羽両国の連携を強めた蝦夷支配の構築とともに大崎・牡鹿地方の

郡・城柵の整備による体制強化を図つたとみる。研究の潮流を生み、その後の成果を加えた内容は現在の研究の到達点を示す。

高橋誠明「玉造柵・城・塞について―黒川以北十郡域の拠点城柵の再検討―」は、文献史料から玉造柵・城を同一、玉造塞を別の施設とみたうえで、名生館官衙遺跡を中心に大崎地方西部の城柵官衙遺跡の概要と変遷・性質を整理検討。名生館Ⅲ期と南小林遺跡Ⅱ期を丹取郡家、それを養老四年の反乱後に再編した名生館Ⅳ期と小寺・杉の下遺跡を玉造柵・城とし、名生館Ⅲ・Ⅳ期を郡家や郡家兼柵の中枢、南小林Ⅱ期ほかをそれらの正倉別院とみる。また、桓武朝の征夷の兵站基地として名生館Ⅳ期の機能を移した宮沢遺跡を玉造塞とし、補給拠点は引き続き小寺・杉の下遺跡が担つたとする。これら以外の遺跡の位置付けにも言及し、一定の理解のもとに同地方の様子を見渡せる論稿。

佐藤敏幸「多賀城と陸奥海道支配」は多賀城以北の海道地域で調査が進展した赤井官衙遺跡について、在地集落から牡鹿柵・郡家の形成過程を整理するとともに、三陸沿岸地域の湖西産須恵器、高脚スカシ付高杯、関東系土師器の分布、赤井官衙遺跡における東北北部の土器の出土様相から蝦夷との交流の一端を捉える。また、同遺跡と名生館官衙遺跡を相似た成立・形成過程をもつ海道・山道の拠点と指摘。規模や出土瓦の様相から国家は黒川以北十郡の城柵の中でも山道の拠点を重視したとしつつも、ともに養老・神亀の反乱後の多賀城創建を期に面的支配貫徹のため堅固で荘厳な城柵として強化維持されたとする。従来の調査研究の成果を着実に積み上げた好論。

菅原祥夫「多賀城創建と陸奥南部の製鉄」は、多賀城創建期に陸奥国日理・宇多・行方郡など福島県浜通り北部から宮城県にかけて東日本最大級の製鉄コンビナートで増産傾向がみえない事象を検討。製鉄技術の系譜と画期を整理のうえ、多賀城創建瓦窯における瓦・須恵器生産の一体性、宇多郡須恵器工人の近江派遣による製鉄技術の移植、行方郡の製鉄と創建瓦窯の工人組織での「今」を標識とする渡来系技術者集団の存在などを指摘し、さらに製鉄遺跡群

と創建瓦窯の大吉山窯跡との木炭窯の類似から浜通り北部の製鉄工人の創建瓦窯への派遣を捉える。造瓦活動への異分野の工人派遣・参画を明らかにするとともに、多様かつ地域的な事情による負担を示唆し、蝦夷政策における後方支援のあり方を考えるうえで視野を広げる珠玉の論稿。

吉野武「城」表記の成立―多賀城と宮城郡―は、律令、公的な名称における城・柵の表記法の検討をふまえながら、多賀城・宮城郡の名称の成り立ちを考える。律令では「柵」を「城」の概念に含ませることを原則としたが、両者の区別が必要な箇所では「柵」を用いたこと、また公的な名称としては、当初は「柵」であつたのが、天平宝字年間を境に「城」へと変化するが、それは城柵の外郭施設が、多賀城の創建を境に柵(柵木列)から築地へ急速に転換して、「城」の実態が備わつたことを反映したとする。また宮城郡の郡名については、それを城柵・官衙にちなむ地名と考える立場から、多賀城以前の官衙遺跡である燕沢遺跡やその南の宮城野にちなむミヤキ(宮木)という地名がもととあつて、それが国府多賀城の創建にともなつて「宮城」と表記されて郡名に格上げされたと考える。現在の県名でもある「宮城」の起源を重層的、段階的に考えた注目すべき論稿である。

収録した論稿の紹介は以上である。各論稿の内容は多岐にわたたり、また各論点において見解や位置づけが異なる場合もなお多く見受けられる。しかしながら、本書がそれらの共有の場となり、研究がさらに進展・深化すれば幸いである。

二〇二五年正月八日

熊谷公男

吉野 武